

健健発 1 1 0 2 第 1 号
令和 2 年 1 1 月 2 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症応援派遣活動要領について

新型コロナウイルス感染症応援派遣活動について、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症応援派遣活動要領」を定めたので通知します。

本要領は、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した場合、保健所で保健師等の専門職が不足した場合の自治体間の応援派遣が円滑に実施されるための基本的な指針です。

つきましては、貴都道府県内の市町村に対しても、周知いただきますよう御願いたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症応援派遣活動要領

1. 新型コロナウイルス感染症応援派遣の概要

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症対策において、感染拡大とともに、保健所に大きな業務負荷が発生し、積極的疫学調査や情報管理などの感染拡大防止に係る対策が十分に実施できない地域もあるとの指摘も見られたところである。

こうした事態に対応するために、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」(令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、今後の保健所体制の整備については、新型コロナウイルス感染症の流行を想定し、都道府県を越えた緊急時の対応を可能とするため、自治体間の保健師等の専門職を応援派遣するスキーム(厚生労働省が総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会の支援を得て調整)を構築することとした。

感染拡大時において、保健所で保健師等の専門職が不足した場合の応援派遣については、原則として、感染が拡大している都道府県内で、本庁や保健所等からの応援職員の派遣を調整することとなるが、当該都道府県内における応援職員の派遣だけでは対応が困難となる場合は、当該都道府県の応援要請に基づいて、感染が拡大している都道府県以外の都道府県、保健所設置市・特別区その他市町村の職員が応援派遣されるものである。

(2) 本要領の位置付け

本要領は、新型コロナウイルス感染症の対応に係る自治体間での保健師等の専門職の応援要請、応援派遣及び運用等の指針となるものである。

(3) 本要領における用語の定義

ア 応援要請

感染が拡大している都道府県が、当該都道府県内の保健所が実施する新型コロナウイルス感染症の対策業務のうち、保健師等の専門職が行う業務(必ずしも保健師等の専門職が行う必要のない業務を除く。)について、その他の都道府県に対して応援を要請することをいう。

(例)

- ・ 電話相談
- ・ 医療機関の受診調整
- ・ 患者の受診調整・検査
- ・ 検査検査結果の通知・説明
- ・ 積極的疫学調査
- ・ 医療機関への移送・入院

イ 応援派遣

感染が拡大している都道府県に対し、他の都道府県が応援のために当該都道府県内に所在する保健所等の職員を派遣することをいう。

ウ 応援調整

応援職員のシフト編成、応援時の安全の確保、健康管理、応援職員に対する後方支援など、応援派遣に係る諸業務の調整をいう。

2. 活動の枠組

(1) 活動の基本

ア 感染が拡大している都道府県以外の都道府県、保健所設置市・特別区その他市町村の応援職員が感染症の流行が拡大している都道府県に応援派遣され、派遣された保健所等において保健所長等の指揮のもと、応援業務を行う。

イ 応援職員1名あたりの活動期間は1週間程度を標準とし、必要に応じ、応援を行う都道府県と応援を受ける都道府県との間で協議の上、柔軟に設定できるものとする。

ウ 応援職員は、応援派遣先となる感染が拡大している都道府県（以下「応援派遣先都道府県」という。）の交通・通信手段や宿泊等について自立して確保する。

(2) 応援職員の属性

応援職員は、都道府県、保健所設置市・特別区その他市町村の職員の中から、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士、精神保健福祉士、環境衛生監視員、食品衛生監視員、その他の専門職とする。

なお、応援派遣前に専門的な研修・訓練を受けた職員であることが望ましい。

(3) 国及び都道府県等の役割

ア 厚生労働省の役割

(ア) 平時

- ・ 厚生労働省は、応援職員の養成並びに資質の向上を図るため、都道府県等と連携した取組を行う。
- ・ 応援派遣に関する調整を行う体制を整備する。
- ・ 応援派遣活動の円滑な実施のための研究及び研修を推進する。
- ・ 全国の応援職員の養成並びに資質の維持及び向上を図るため、研修ガイドラインを策定するとともに必要に応じて改訂する。

(イ) 有事（感染拡大時）

- ・ 応援派遣先都道府県からの応援派遣に関する調整の依頼に基づき調整を行う。
- ・ 応援派遣先都道府県に対し、応援派遣に係る必要な助言及びその他の支援を行う。

- ・ 応援派遣に係る調整については、総務省並びに全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会（以下「全国知事会等」という。）と情報共有を図る。

イ 都道府県等の役割

（ア）平時

- ・ 応援職員の養成並びに資質の維持及び向上を図るため、厚生労働省と連携した取組を行う。
- ・ 応援派遣に係る本庁の応援調整窓口を定め、これを厚生労働省健康局健康課に登録する。
- ・ 応援職員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。
- ・ 「保健所に係る「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について」（令和２年９月２５日付け健健発 0925 第１号、健感発 0925 第１号、総財調第 25 号）における、別添１「新型コロナウイルス感染症対策における応援派遣及び受援に関するガイドライン」の内容を踏まえ、応援・受援ができる体制を整備する。

（イ）有事（感染拡大時）

- ・ 応援派遣先都道府県に対して応援派遣する。
- ・ 応援派遣元となる都道府県（以下「応援派遣元都道府県」という。）は、応援職員に対し、派遣後においても継続的な健康管理に留意する。

３．感染拡大時（有事）における対応

（１）応援派遣に関する調整

ア 感染が拡大している都道府県の対応

（ア）都道府県内の保健所、保健所設置市・特別区、又は市町村の支援では対応が困難となることが予想される場合には、応援要請を検討する。

（イ）厚生労働省に応援派遣の調整を依頼する事由や、応援が必要な応援職員の人数、派遣期間、派遣先、具体的な業務内容等を明らかにし、厚生労働省健康局健康課長宛てに依頼する。【様式例Ａ】

イ 厚生労働省の対応

（ア）厚生労働省は、応援派遣先都道府県から応援派遣に関する調整の依頼を受け、応援派遣の開始時期、必要な期間、必要とされる応援職員の職種、人数、活動場所及び具体的な業務内容等を確認する。その際、業務を行う中で、濃厚接触者等との接触可能性など感染リスクの有無についても確認する。

（イ）（ア）の内容を確認後、速やかに全国の都道府県に対して応援派遣の可否に関する照会を行うとともに、総務省に対して都道府県の人事担当部局に情報提供するよう依頼し、全国知事会等に対して関係する構成団体に協力を要請するよう依頼する。

ウ 総務省及び全国知事会等の対応

（ア）総務省は、厚生労働省からの依頼を受け、都道府県の人事担当部局に

情報提供する。

- (イ) 全国知事会等は、厚生労働省からの依頼を受け、必要に応じて関係する構成団体に協力を要請する。

エ 応援派遣先都道府県以外の都道府県の対応

- (ア) 応援派遣の可否を決定する。
 - (イ) 都道府県は、都道府県内の保健所設置市・特別区において応援派遣の可否を照会する。
 - (ウ) 上記(ア)(イ)により応援派遣が可能と決定した場合、担当部局は、応援派遣の日程及び体制、応援派遣者の氏名、所属・役職、職種及び研修等の受講歴、過去の派遣経験並びに連絡先(応援調整及び現地の活動班の窓口)等を記載した応援派遣計画を作成し、厚生労働省健康局健康課に提出する。【様式B】

(2) 応援派遣先の決定及び応援要請の実施

ア 厚生労働省の対応

厚生労働省は、応援派遣先都道府県からの依頼に基づき、当該都道府県に対する応援派遣の調整を行い、調整の結果を応援派遣先都道府県に連絡するとともに、その他の都道府県、総務省及び全国知事会等に連絡する。

イ 応援要請の実施

応援派遣先都道府県は、アの調整結果を了承した場合は、応援派遣元都道府県に応援要請を行うとともに、活動場所の調整その他の受援に係る調整(費用負担に係る調整を含む。)を行う。

(3) 活動中の対応

ア 応援派遣元都道府県の対応

- (ア) 応援派遣元都道府県は、応援派遣先都道府県に応援派遣計画(下記ウ(イ)による変更後のものを含む。)を提出する。

イ 応援派遣先都道府県の対応

- (ア) 応援派遣先都道府県は、応援派遣元都道府県から提出された応援派遣計画により、活動場所等を決定する。
- (イ) 応援派遣先都道府県は、活動開始日に応援職員に新型コロナウイルス感染症の地域の発生状況や業務の概要、担当する役割を説明するなど必要なオリエンテーションを行う。

ウ 応援要請等の見直し

- (ア) 応援派遣先都道府県は、保健所等における応援職員の活動の状況を勘案し、応援職員の人員体制の増員又は応援派遣期間の延長等が必要と判断した場合には、応援職員の活動に係る応援要請の見直しを検討し、応援派遣元都道府県に応援派遣計画の見直しについて協議する。
- (イ) (ア)の協議が調った場合、応援派遣元都道府県は応援派遣先都道府県に変更後の応援派遣計画を提出する。
- (ウ) 応援派遣職員から毎日、安全管理、心身の健康等、健康管理に関する

情報の報告を受け、必要時は応援派遣元都道府県が応援派遣先都道府県と調整し、適時対応する。

(4) 応援派遣職員から応援派遣元都道府県への報告等

ア 派遣中の応援職員は、応援派遣元都道府県に対し、その応援職員に係る安全管理・心身の健康等に関する情報を毎日報告する。応援職員が保健所設置市・特別区その他市町村の職員の場合は、応援派遣元都道府県はその応援職員に係る安全管理・心身の健康等に関する情報を保健所設置市・特別区その他市町村に定期的に報告する。

イ 派遣中の応援職員は、業務に必要な資機材の確保その他のロジスティクスに関する後方支援が必要となった場合には、随時その旨を要請する。

(5) 活動の引継ぎ

応援職員は、派遣期間が終了し、次の応援職員に引継ぐときは、活動に係る十分な情報の引継ぎを行う。

なお、応援職員は、引継ぎに当たり引き継ぎ内容について派遣先の保健所等と情報共有を行う。

(6) 活動の中止

応援派遣元都道府県は、派遣期間完了前に自都道府県内の急激な感染拡大等により、応援職員の帰還を求める場合などの状況になった場合は、応援派遣先都道府県に、応援派遣計画の一部又は全部について中止を求めることができる。

(7) 活動の終結等

ア 応援派遣先都道府県は、自都道府県内の本庁や保健所等の職員により、新型コロナウイルス感染症に対応できる体制が確保されると見込まれる場合は、厚生労働省並びに応援派遣元都道府県にその旨を連絡する。

イ 厚生労働省は、必要に応じて、総務省及び全国知事会等に情報提供する。

(8) 個人情報の取扱い

応援職員の活動の記録の作成において必要となる個人情報は、応援派遣先都道府県等における個人情報保護に係る例規を遵守して取り扱う。

4. 費用と補償

(1) 費用について

派遣元自治体が応援職員の派遣に際して負担するかかり増し費用（旅費（宿泊費を含む）、時間外勤務手当、特殊勤務手当）については、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の感染症対策専門家派遣等事業の交付対象となる。また、応援職員が感染症対策以外の業務に従事することによって、当該感染症対策以外の業務に従事していた者が感染症対策

の業務に従事することとなった場合でも、当該事業の交付対象となる。

(2) 公務災害補償の取扱い

常勤職員である保健師等の災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき実施することとされている。

なお、常勤職員である保健師等が派遣先自治体で新型コロナウイルス感染症に感染した場合にあっては、令和2年5月1日付けで発出された地方公務員災害補償基金補償課長通知（地基補第145号）に基づき、調査により感染経路が特定されなくとも、公務により感染した蓋然性が高く、公務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして、公務上の災害として取り扱われ、地方公務員災害補償基金による補償（診察、投薬等の療養補償等）を受けることとなる。具体的な取扱いについては、同通知の記の2による。

【様式例 A】

○ ○ ○ ○
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

厚生労働省健康局健康課長 殿

○○県○○部長 ○○○○

新型コロナウイルス感染症に係る専門職の応援派遣の調整について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大における対応について、下記のとおり専門職の応援派遣に関して調整を依頼しますので、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1 専門職の応援派遣の調整を依頼する事由

県内において新型コロナウイルスによる多数の感染者が発生し、それに伴い濃厚接触者の増大が認められ、感染者及び濃厚接触者に対し継続的な健康状態の確認・健康管理とフォローアップを行う必要が生じている。

県内での専門職の応援派遣の調整をしたが、十分な確保ができないと判断したため。

2 応援が必要な専門職人数 ①医師 ○人 ②薬剤師 ○人 ③保健師 ○人

3 派遣期間

令和2年○○月○○日（月）～令和2年○○月○○日（日）：1週間程度

4 派遣先

○○県○○保健所（○○県○○市○○）

5 2の応援の専門職が行う具体的な業務内容等

（1）新型コロナウイルス感染症に係る業務（必ずしも保健師等の専門職が行う必要のない業務を除く。）

①業務内容

- ・電話相談対応
- ・医療機関の受診調整
- ・患者の受診調整・検査
- ・検査結果の通知・説明
- ・積極的疫学調査
- ・医療機関への移送・入院

②濃厚接触者と直接の接触の可能性の有無

上記業務によっては、有り

（2）新型コロナウイルス感染症対策以外の業務（具体的な業務を記載してください。）
（ ）

担当：

○○県○○課○○

T E L ： ○ - ○ - ○

新型コロナウイルス感染症に係る応援派遣について

都道府県名		記載日	
-------	--	-----	--

応援派遣計画

[illegible]

調整の際の連絡窓口（厚生労働省・応援派遣先都道府県との連絡窓口）

部署名					電話番号 (平日)		電話番号 (夜間・休日)	
調整担当者 役職・氏名	役職		氏名		F A X		E-mail	

＜記入方法＞

- ・日程の欄の記入方法
○…活動日
休…休業日
終了…自治体としての活動終了日

新型コロナウイルス感染症に係る応援派遣について

都道府県名	〇〇県	記載日	〇月〇日
-------	-----	-----	------

応援派遣計画

	氏名	所属・役職	職種	積極的疫学調査に関する研修等の受講歴	COVID-19における積極的疫学調査に関する経験	10/12	10/13	10/14	10/15	10/16	10/17	10/18	10/19	10/20	10/21	10/22	10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28	10/29	10/30	10/31
						月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	〇〇 〇〇	〇〇課〇係長	保健師	有	有	○	○	○	○	○	休	○													
2	□□ □□	〇〇課主査	医師	有	有	○	○	○	休	○	○	○													
3	△△ △△	〇〇課主幹	保健師		無													○	○	○	○	○	休	終了	
4	◇◇ ◇◇	■市〇〇係長	看護師		無							○	○	○	○	休	○	○							
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
1日当たり人数						2	2	2	1	2	1	3	1	1	1	0	1	2	1	1	1	1	0	0	0

調整の際の連絡窓口（厚生労働省・応援派遣先都道府県との連絡窓口）

部署名	〇〇部			電話番号 (平日)	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号 (夜間・休日)	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
調整担当者 役職・氏名	役職	係長	氏名	FAX	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	E-mail	*****@**. **. jp

<記入方法>

・日程の欄の記入方法

○…活動日

休…休業日

終了…自治体としての活動終了日